

平成30年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。
平成30年度の受付状況をお知らせします。

1 受付状況

(1) 情報提供件数

11件（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

食品分類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合計
1	2	1	6	1	11

情報区分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合計
7	0	1	2	1	11

関係法による分類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合計
8	2	1	0	11

結果		
調査		他県等への情報回付
指導あり	指導なし	
1	6	4

2 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
○食品表示の文字の大きさについて 表示に用いられている文字が小さいのではないかと。	・情報提供された方に次のことを説明しました。 (1)食品の表示に用いる文字の大きさは食品表示基準で、日本工業規格（Z8305）に規定する8ポイント以上の活字の大きさで表示することが定められています。又、商品の表示可能面積が概ね150cm ² 以下の場合には5.5ポイント以上の活字の大きさで表示することになっています。 (2)当課では食品関連事業者の皆様から表示相談を受けています。その際は表示に使用されている文字の大きさも確認し、規定されて文字の大きさで表示するよう指導を行なっています。

<p>○クレープの原材料の表示について バナナアレルギーがあるので普段から必ず食品の一括表示の原材料名欄でバナナが使用されていないか確認してから食べるようにしている。 クレープの原材料にバナナが使用されていないことを確認し食べたが、実際は原材料にバナナが使用されており、飲食後に喉に痛みを感じた。 食品の一括表示の原材料名欄には原材料として使用した全ての原材料を表示しなくてよいのか聞きたい。</p>	<p>(1)情報提供された方に、食品の一括表示の原材料名欄には使用した全ての原材料が少量であっても表示が必要なことを説明しました。</p> <p>(2)当課より、製造者に対し商品の表示内容の確認及び聞き取り調査を行ないました。 その結果、原材料として使用されているバナナの表示が欠落していることを確認したので、原材料の表示は欠落がないように表示するように表示指導を行ないました。 併せて表示ミスをなくすために表示内容のチェック体制の強化、従業員への食品表示の周知徹底を図ることを指導しています。</p> <p>(3)バナナはアレルギーの特定原材料に準ずるもの20品目に含まれていますので、アレルギーの表示指導について衛生事項の担当部局へ情報回付を行ないました。</p>
<p>○「ワイン」のラベルについて ワインのラベルを剥がしたところ、ラベルの下にもう1枚ラベルが貼り付けてあるのに気づいた。 上のラベルは「2013年産」 下のラベルは「2015年産」と表示してあった。ワインは製造年によって価格が変わるので製造年の偽装を疑い通報があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供された方へ、酒類の食品表示は食品表示法の食品表示規準で定められており国税局が担当していることを説明し、担当部局である福岡国税局へ寄せられた情報を回付いたしました。